

栃木県有機農業推進計画

平成 21 年 3 月

栃木県農政部

栃木県有機農業推進計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動による環境への負荷を大幅に低減するほか、安全かつ良質な農産物に対する消費者のニーズに対応するものです。

しかし、通常の農業に比べて病害虫等による品質・収量の低下が起こり易いなどの課題があり、未だ取組が少ないのが現状です。一方、消費者や実需者の多くは、有機農業についての理解が十分とは言えない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成 18 年 12 月に有機農業推進法を制定し、それに基づき、19 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、我が国における有機農業の確立と発展を図ることとしました。

そこで、本県の有機農業を総合的かつ計画的に推進するため、「有機農業推進計画」を策定します。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県における有機農業推進の基本的方向とその実現に向けての具体的施策を明らかにするものであり、「有機農業推進法」第 7 条に基づく都道府県有機農業推進計画として位置づけています。

その役割としては、県における有機農業推進の基本指針とするとともに、市町村や農業団体等においては、地域における有機農業の効果的推進に活用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 か年を計画期間とします。

用語の定義

(1) 「有機農業」

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(有機農業の推進に関する法律)

(2) 「有機 JAS 農産物」

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植付け前2年以上(多年生作物にあっては、最初の収穫前3年以上)の間、たい肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物

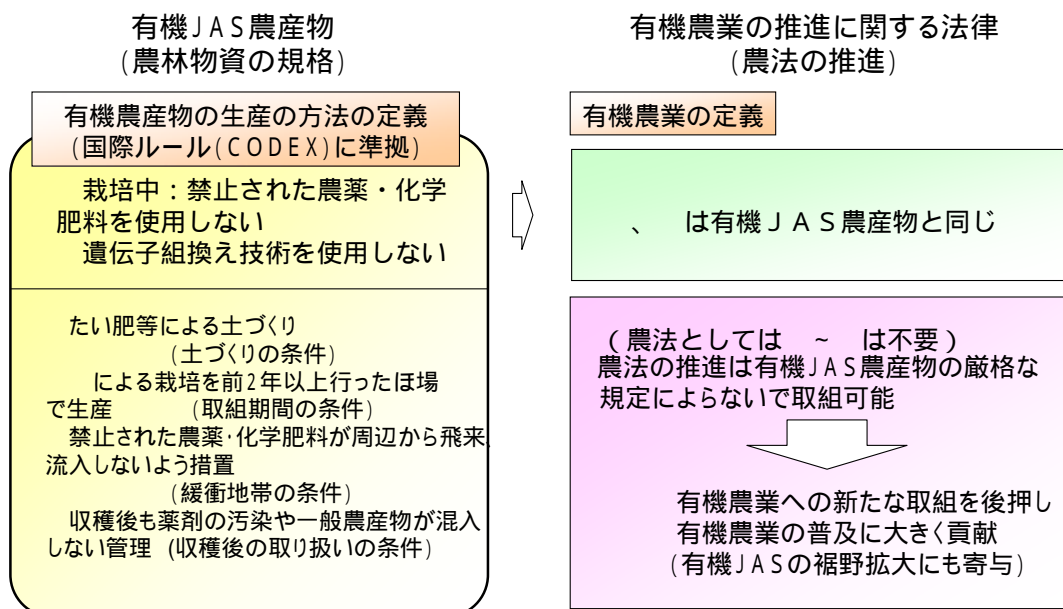
(JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律))

(3) 「有機農産物等」

有機 JAS 農産物及び有機農業で生産された農産物

< 参考 >

有機農業の推進に関する法律と有機 JAS 農産物の関係



〔 目次 〕

有機農業をめぐる現状と課題.....	1
1 有機農業をめぐる現状.....	1
(1) 県内の有機農業による農産物の生産状況.....	1
生産の状況.....	1
栽培技術.....	4
農家経営.....	6
就農相談会における有機農業の志向状況.....	7
(2) 有機農産物の流通・消費.....	8
流通.....	8
消費者.....	10
飲食店.....	12
(3) 環境保全型農業の推進に関するこれまでの取組.....	14
エコファーマーの認定.....	14
特別栽培農産物等の作付状況.....	16
生物農薬等の普及状況.....	16
農地・水・環境保全向上対策（先進的営農活動）の取組.....	17
2 有機農業の推進に向けた課題.....	18
有機農業の推進に関する基本目標.....	19
有機農業を推進するための具体的な施策の展開.....	21
1 有機農業に取り組みやすい環境づくり.....	21
2 有機農業に関する技術の開発と普及.....	23
3 有機農業に対する消費者の理解促進.....	24
4 有機農産物等の流通・販売体制の充実.....	25

その他有機農業の推進に必要な事項.....	26
1 推進体制	26
(1) 県の役割	26
(2) 有機農業者や有機農業を推進する団体等の役割	26
(3) 市町村・農業団体、流通・販売業者等々の役割	26
2 評価と施策への反映.....	26
3 計画の見直し.....	26

有機農業をめぐる現状と課題

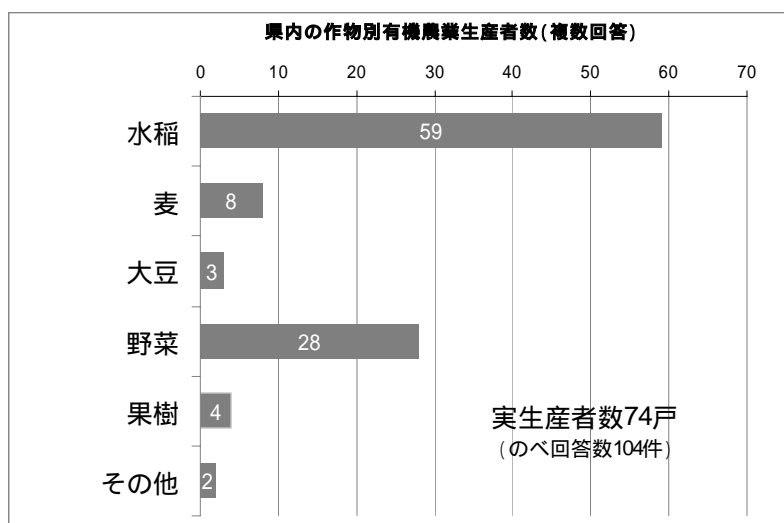
1 有機農業をめぐる現状

(1) 県内の有機農業による農産物の生産状況

生産の状況

ア 生産者数

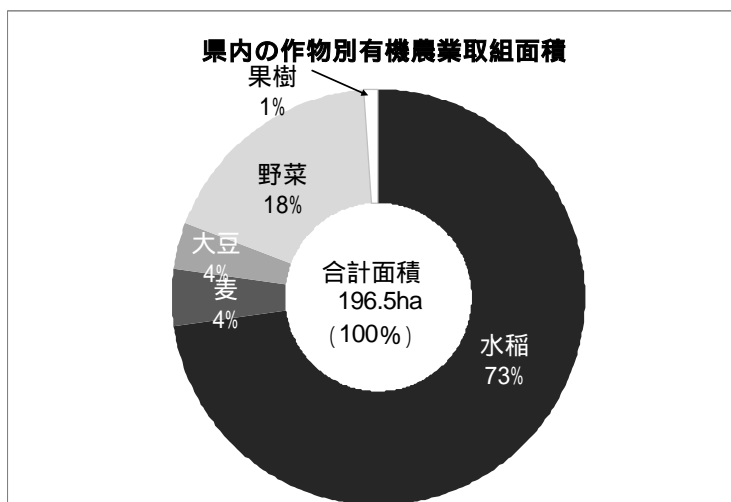
- ・ 有機農業に取り組む生産者数は74戸で、うち、約8割の生産者が水稲栽培に取り組む、また、約4割の生産者が野菜栽培に取り組んでいる。



(平成20年8月 経営技術課調べ)

イ 面積

- ・ 有機農業の取組面積は約200haとなっており、うち約7割で水稲が栽培され、約2割で野菜が栽培されている。



(平成20年8月 経営技術課調べ)

< 参考データ > 有機農産物認定事業者数（農家）

- ・ 本県の有機農産物認定事業者数は、65 戸で全国 29 位となっている。

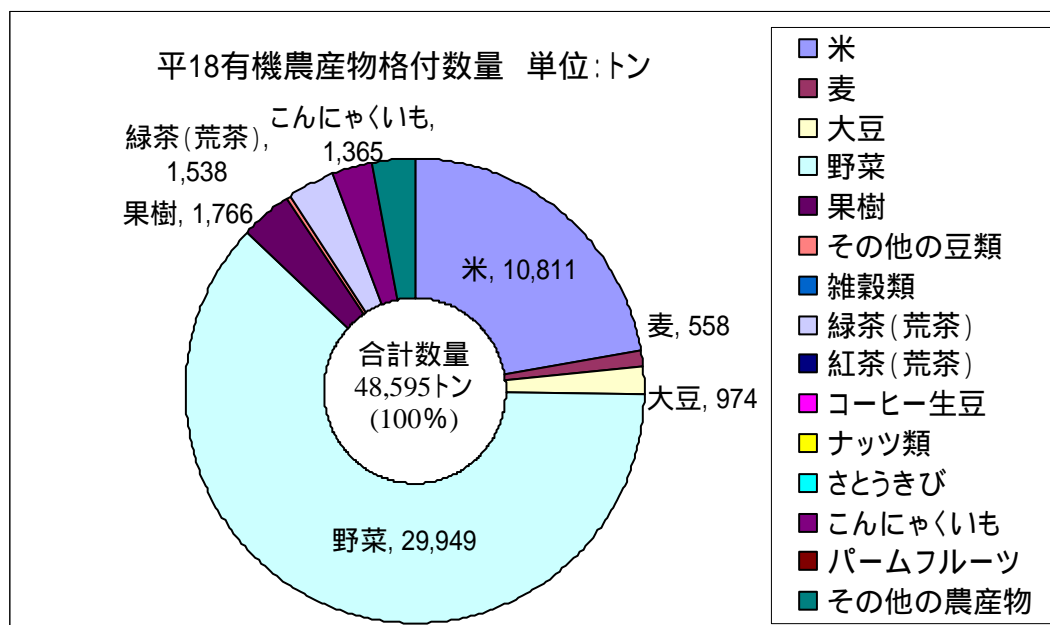
（単位：戸）

本県	65
全国	5,782

（平成 20 年 3 月 農林水産省 表示・規格課調べ）

< 参考データ > 全国の有機農産物格付数量（品目別）

- ・ 全国の有機農産物の品目は、野菜が最も多く、次いで米となっている。



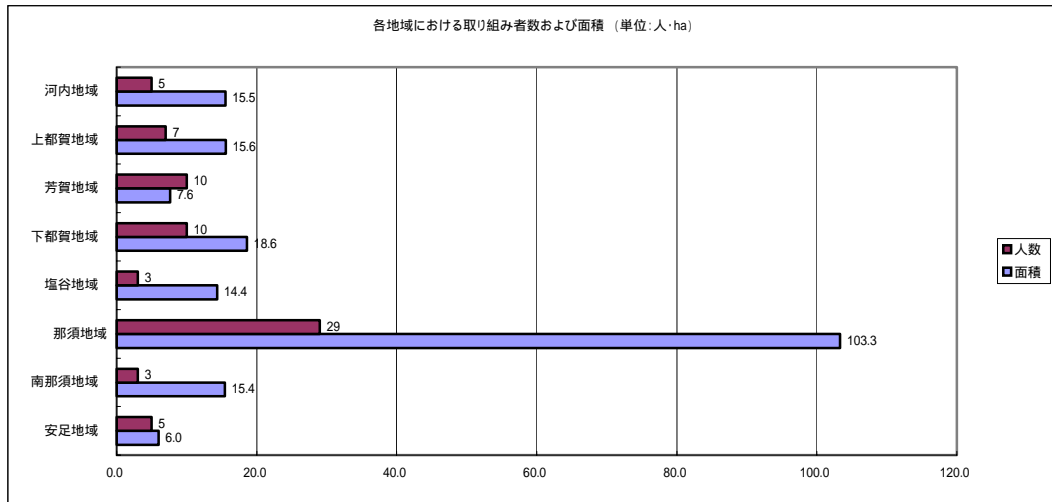
（平成 18 年農林水産省 表示・規格課調べ）

格付けとは、JAS規格に適合しているか否かを調査その他の方法により検査し、その結果によりJAS規格に適合していると判定すること。

格付けした製品には、各付けの表示（JASマーク）を付けることができる。

ウ 地域別の状況

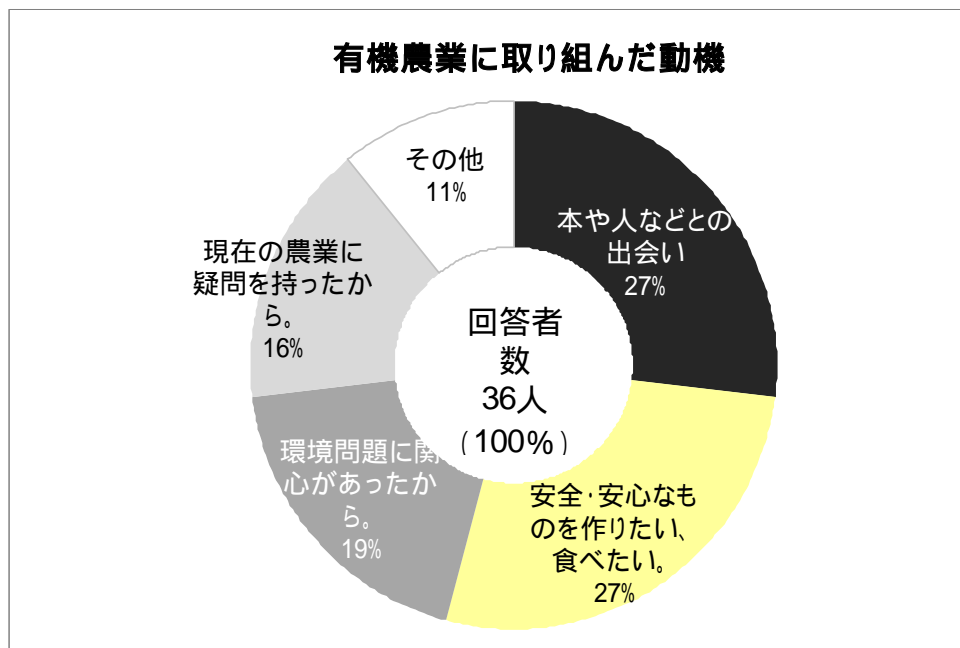
- 地域別の有機農業の取り組みは、那須地域において最も多く、生産者数で約4割、面積で約5割を占めている。



（平成 20 年 8 月 経営技術課調べ）

エ 有機農業に取り組んだ動機

- 有機農業に取り組んだ動機は、「本や人などとの出会い」が最も多かった。また、「安全・安心なものを自分で作り食べたい」、「環境問題に関心があった」など現在の農業への問題意識が伺われた。



（自由回答） 平成 19 年 10 月 経営技術課調べ）

栽培技術

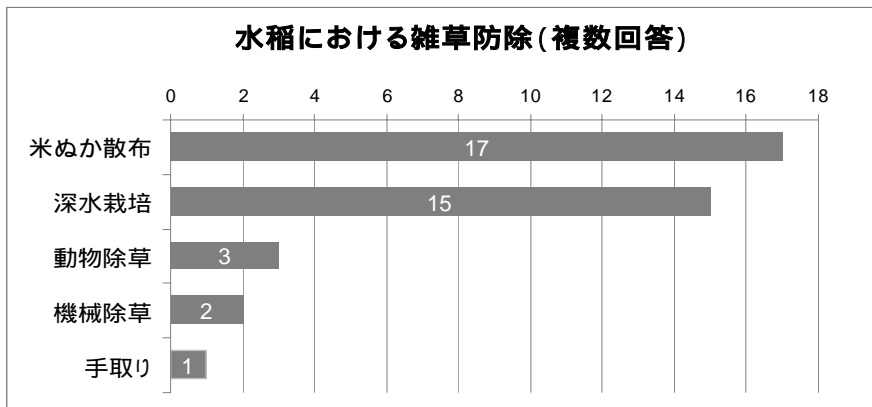
- ・ 有機農業における技術は、個々の実践農家の工夫によるものが多い。
- ・ 水稲では複数技術が確立されつつあるが、その他の品目においては、確立されていない場合が多い。
- ・ 技術の利用にあたっては、多くの労力や熟練を要する場合が多い。

ア 主要品目における主な取組技術

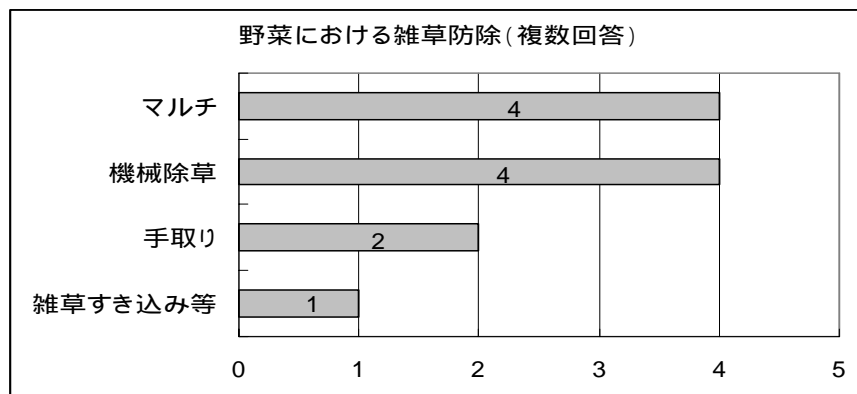
作物	技術	具体的な取組技術
水稲	雑草防除	・米ぬか散布 ・除草用動物の利用 ・深水管理 ・機械除草 ・手取り
	病虫害防除	・温湯消毒 ・健苗育成
野菜類	雑草防除	・管理機除草 ・マルチ栽培 ・緑肥・雑草すき込み ・手取り
	病虫害防除	・健苗育成 ・株間、畝間を広くする ・天敵利用

(平成19年10月 経営技術課調べ)

イ 雑草防除の状況



(n=36 平成19年10月 経営技術課調べ)



(n=36 平成19年10月 経営技術課調べ)

参考 水稻の有機栽培技術の事例

区分	有機栽培	同左特徴	慣行栽培
土づくり (有機質資材の施用)			
前作物の収穫後	たい肥又は米ぬかの施用		たい肥の施用
	発酵肥料	ぼかし肥料を初年目は200kg/10a施用。年々減らし最後は無肥料栽培	化学肥料の施用
1. 雑草防除			
前作物の収穫後	有機質資材(たい肥・米ぬか)の施用	有機物の分解により田面に、抑草効果のある「とろとろ層」を形成	化学合成農薬の使用
	冬季の深耕	宿根性雑草(クログワイ、オモダカ等)を乾燥凍結し密度を減らす。	
	豆科緑肥(レンゲなど)、ムギ、ナタネのすき込み	有機物の分解により田面に、抑草効果のある「とろとろ層」を形成	
	早期代かき	早めに代をかき、雑草の種子が発芽したところを土に練り込む	
田植時期	深水管理	ヒエなどの湿性雑草を防除	
	有機質資材(米ぬか、くず大豆)の同時施用	有機物の分解により田面に、抑草効果のある「とろとろ層」を形成	
2. 病虫害防除			
・ばか苗病 ・いもち病 ・苗立枯細菌病等	温湯種子消毒	60 10分間、温水に漬ける事で病害を防除する技術	化学合成農薬の使用
育苗期間中の立枯性病害	プール育苗	出芽期以降、育苗箱を水中に沈める事により、病害の発生を防止する。	
本田期 ・いもち病 ・紋枯病 等	成苗2本植 疎植栽培	過繁茂を防ぎいもち病、紋枯病を防ぐ事ができる。	
イネミズゾウムシ、ウンカ、ヨコバイ、カメムシ	有機質資材の施用	完熟した適量の有機質資材施用により害虫被害を軽減する。	
カメムシ	畦畔の草刈り	畦畔の草刈りを適期に実施し、カメムシの生息域を減らす	

(NPO法人民間稲作研究所から聞き取り)

農家経営

- ・ 有機農業者の農産物の取引は、特定の販路を確保しつつ、一般の農産物より販売価格は高い。

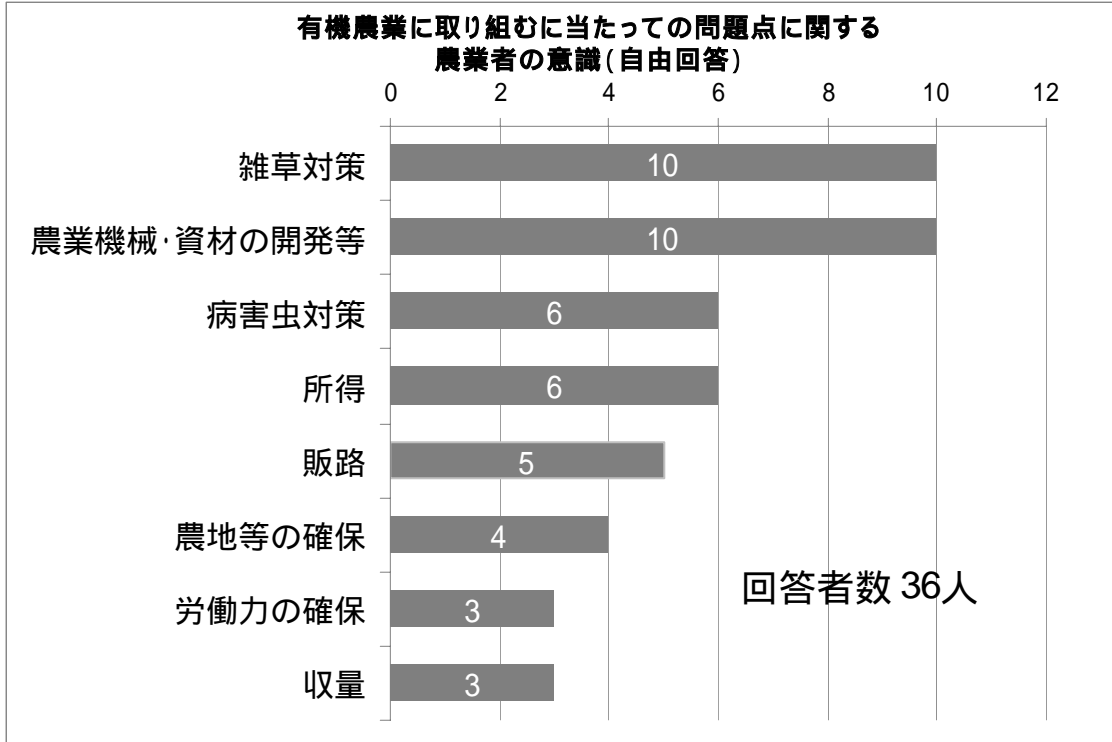
ア 有機農業の取組事例

取組農家	経営概要				栽培概要			その他
	作物及び面積	労力	販売先	販売額	肥料	除草	病害虫防除	
F 農家 (大田原市)	水稲23ha うち有機9.6ha	本人・妻	日本の稲作を守る会 宅配	慣行栽培の1.6倍の取引価格	米ぬかペレット	米ぬか代かき		ほ場の連担化ができればさらに拡大が可能。
K 塾 (那須烏山市)	野菜7ha 80種類 平飼鶏	本人・妻 娘・塾生	宅配 東武デパート	3,000円 / 1セット	たい肥 ぼかし 鶏ふん	手取り	手取り	有機農業の生産者を育成。 塾生に15,000円 / 月支払う
K Y 農家 (壬生町)	水稲 野菜 合わせて1.1ha	本人・母	ビ・マーケット 直売	市場価格の1.3~2倍の単価契約	米ぬか たい肥 くず米 鶏ふん	手取り	益虫を利用。 風通しをよくする。	女性の視点で経営。 ビ・マーケットと単価契約のため収入の目安が立てやすい。
K T 農家 (壬生町)	くり35a かぼちゃ50a キャベツ20a 秋じゃが70a	本人・妻	ビ・マーケット 直売	市場価格の1.3~2倍の単価契約				経営の基本は慣行栽培。有機は経営の一部であり、こだわりを理解してくれる人が顧客。

(平成19年12月：経営技術課調べ)

イ 取り組むに当たっての問題点

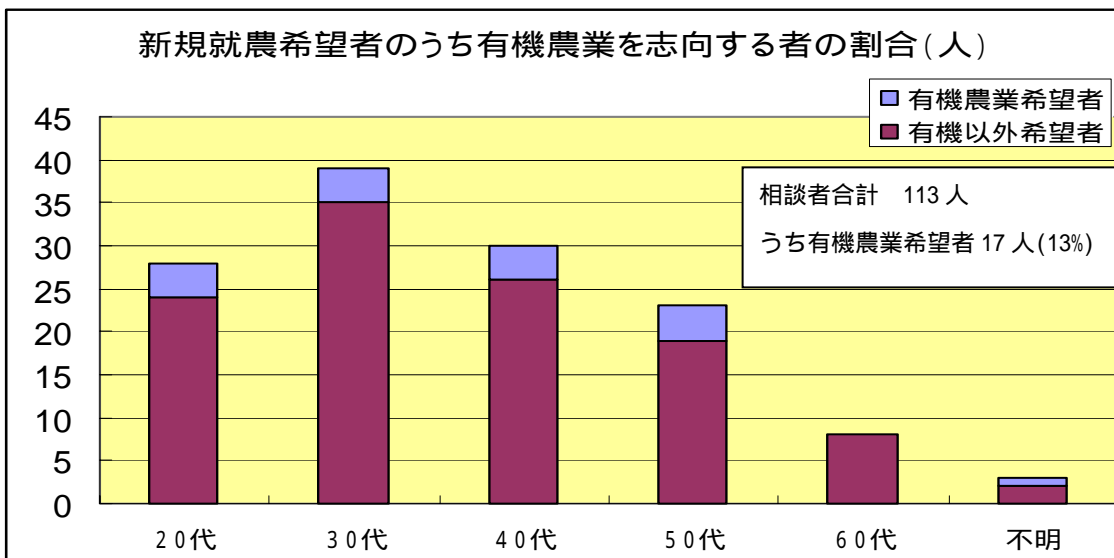
- ・ 有機農業者が取り組む技術的問題としては、病害虫や雑草対策などがある。
- ・ 経営的問題としては、販路、収入、農地の確保などがある。



(取り組み者へのアンケート 平成 19 年 10 月：経営技術課調べ)

就農相談会における有機農業の志向状況

- ・ 就農相談を行った者のうち 1 割以上が有機農業を志向している。



(平成 19 年 4 月～20 年 12 月に実施された就農相談会における聞き取り 経営技術課調べ)

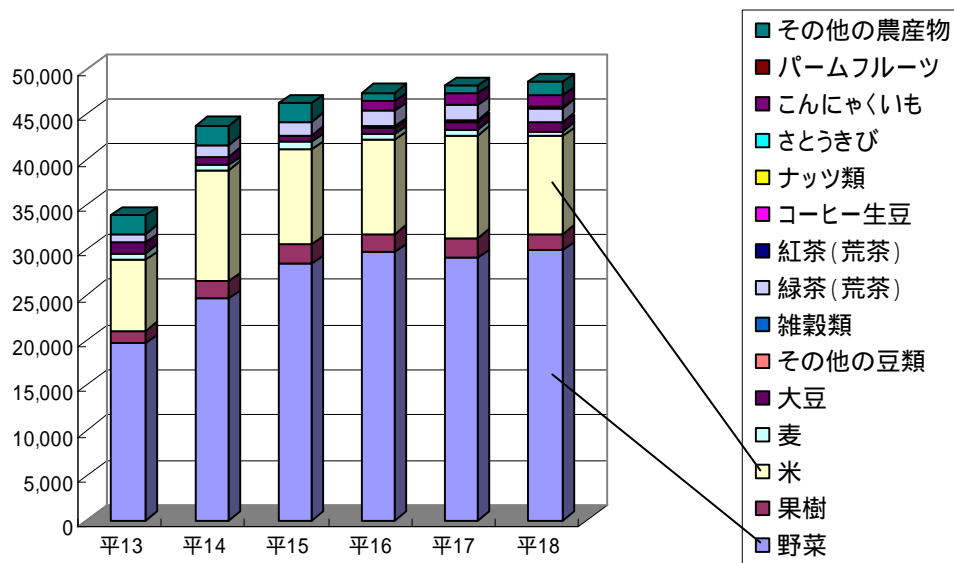
(2) 有機農産物の流通・消費

流通

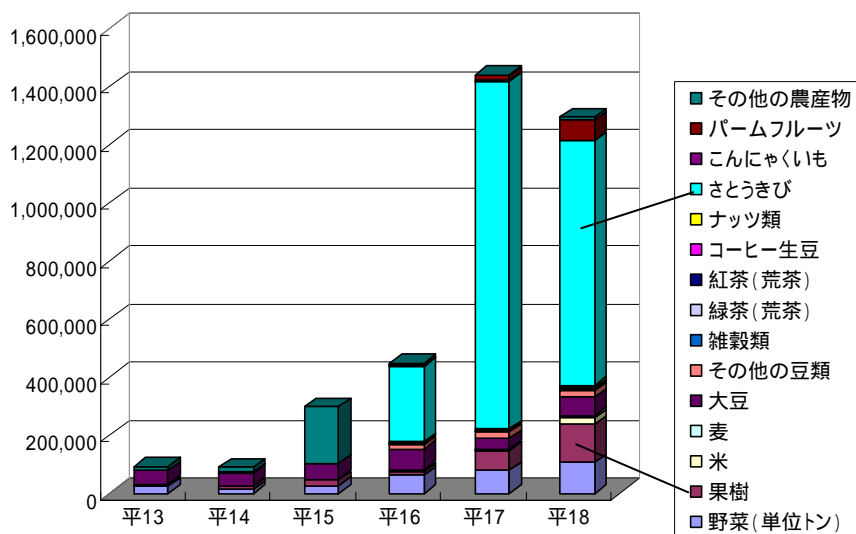
ア 有機農産物の格付数量の推移

- ・ 国内における有機農産物の格付数量は増加傾向で推移してきたが、近年は伸びが鈍化している。
- ・ 品目別には野菜が過半を占め、次いで米となっている。
- ・ 海外において有機JAS農産物に格付された数量は、近年急速に増加している。

国内有機農産物の格付数量の推移 単位:トン



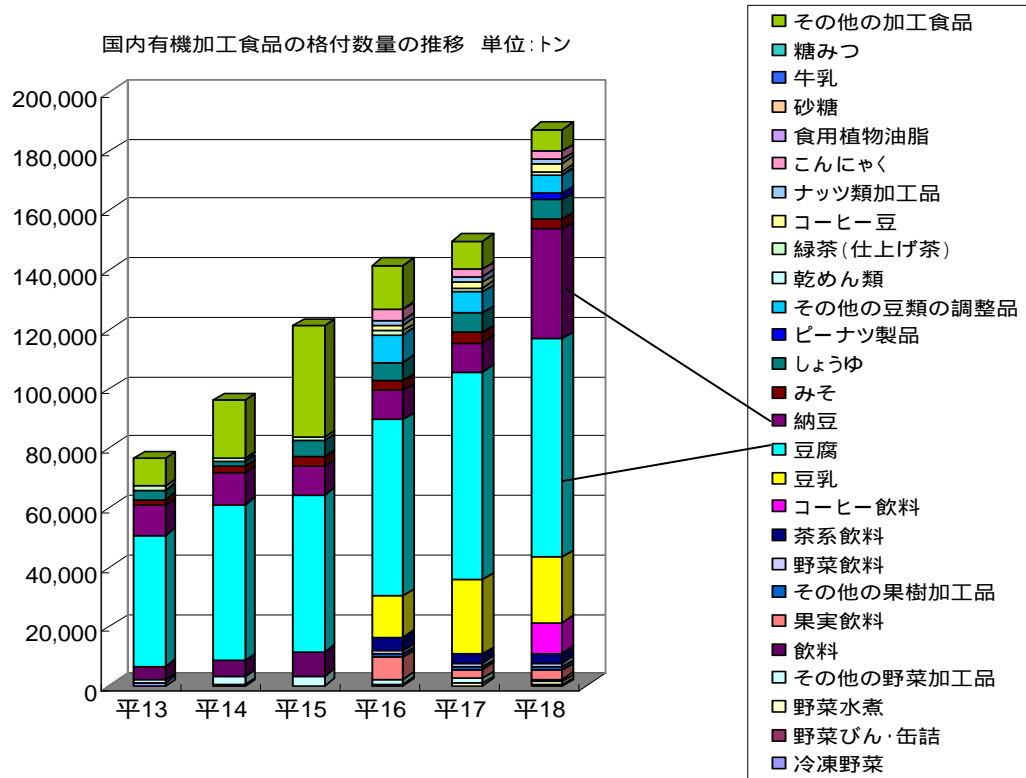
海外有機農産物の格付数量の推移 単位:トン



(農林水産省 表示・規格課調べ)

イ 有機加工食品による格付数量の推移

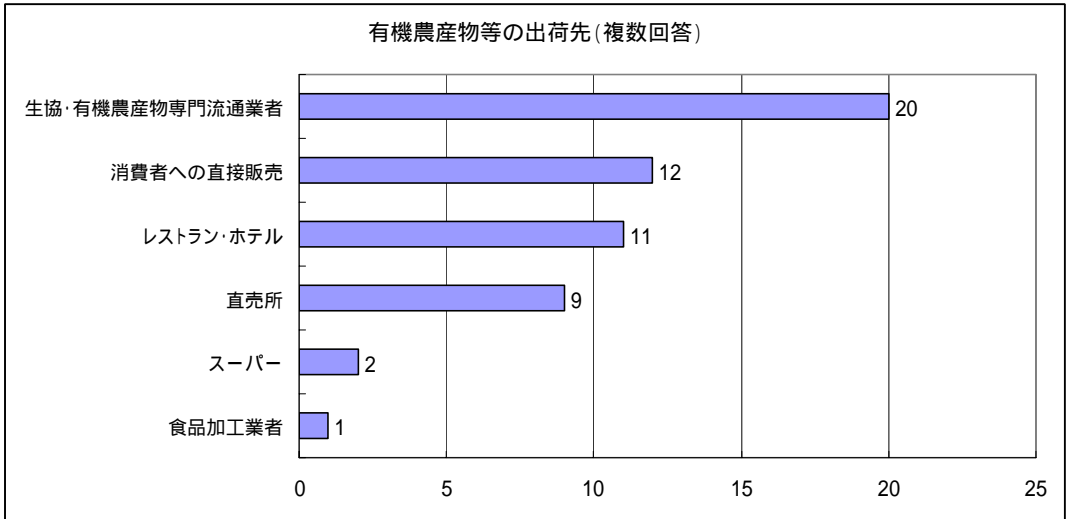
- 国内有機加工食品の格付数量は増加しており、中でも納豆、豆腐等が多い。



(農林水産省 表示・規格課調べ)

ウ 県内有機農業者の有機農産物の出荷先

- ・ 有機農産物の出荷先は、特定の流通業者や消費者への直売等特定された販路への出荷が多い。



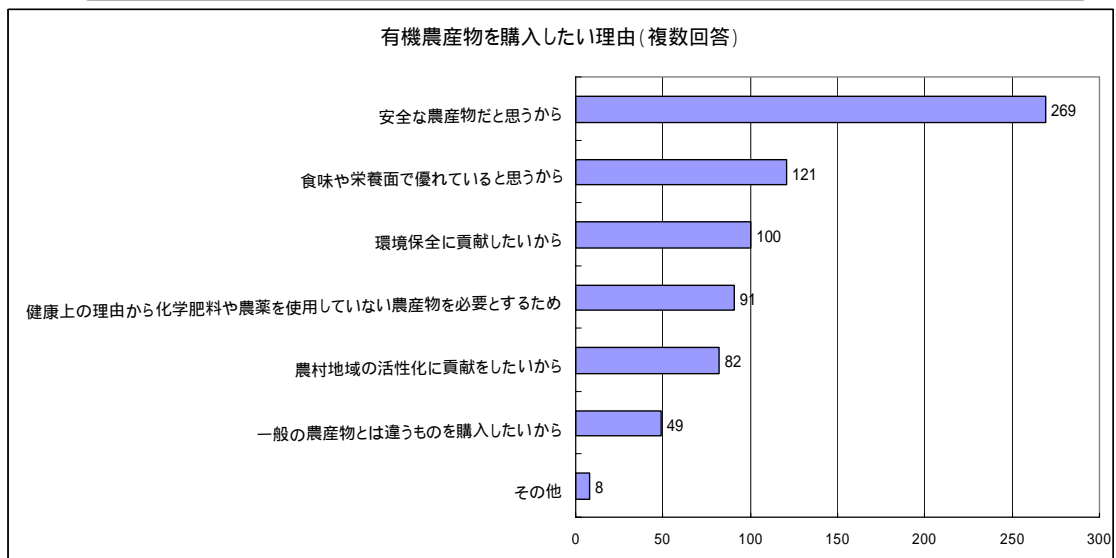
(平成 19 年 10 月 経営技術課調べ)

消費者

とちぎコープとよつ葉生協の組合員を対象に有機農産物等に関するアンケート調査を実施した。

ア 消費者が有機農産物等を購入したい理由

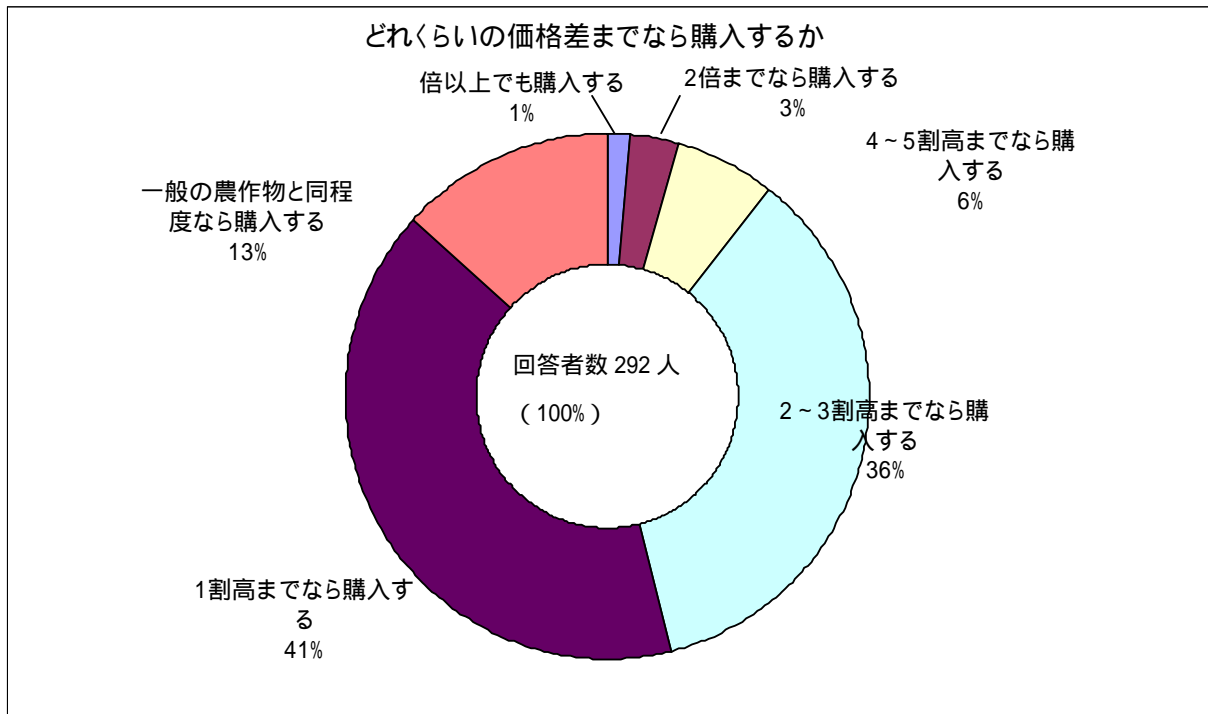
- ・ 消費者が有機農産物等を購入する理由は、安全や食味がよいというのが大半を占める。



(n=294 平成 20 年 8 月 経営技術課調べ)

イ どのくらいの価格差までなら購入するか

- ・ 生協組合員に対する意識調査では、約半数の組合員が2割以上の価格差でも購入する意志がある。



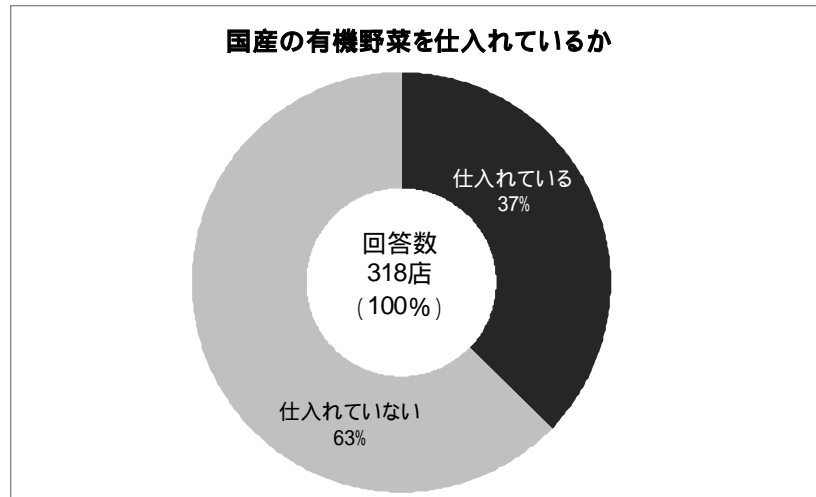
(平成20年8月 経営技術課調べ)

飲食店

株式会社ぐるなびの協力を得て、同社の会員飲食店 に有機農産物等の取扱に関するアンケート調査を実施した。(東京圏 147、大阪圏 56、その他地域 115 の 318 の当社会員店)

ア 国産有機野菜の仕入れの有無について

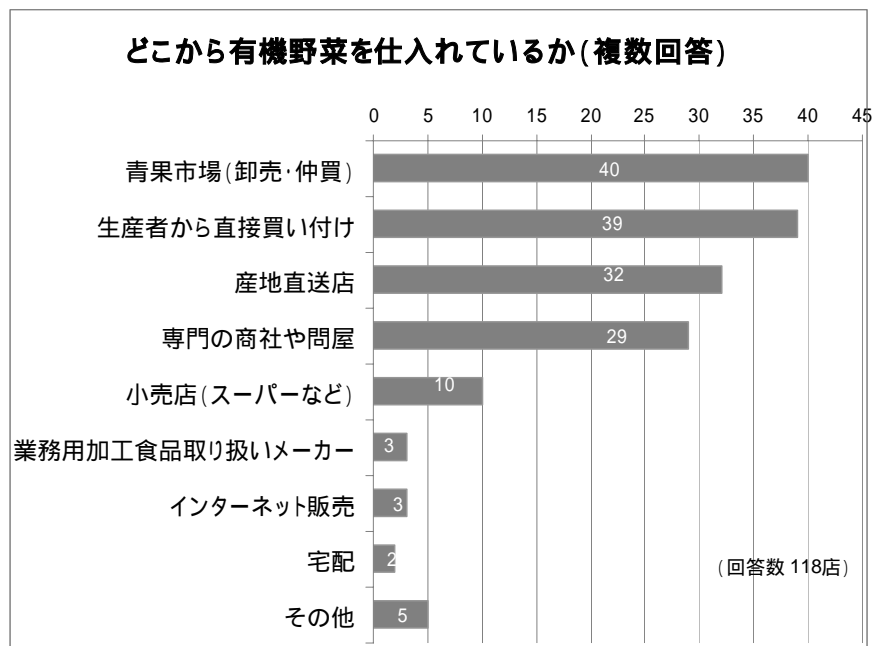
- 調査した飲食店の約 4 割が有機野菜を仕入れている。



(平成 20 年 8 月 ぐるなび調べ)

イ 有機野菜の仕入れ先について

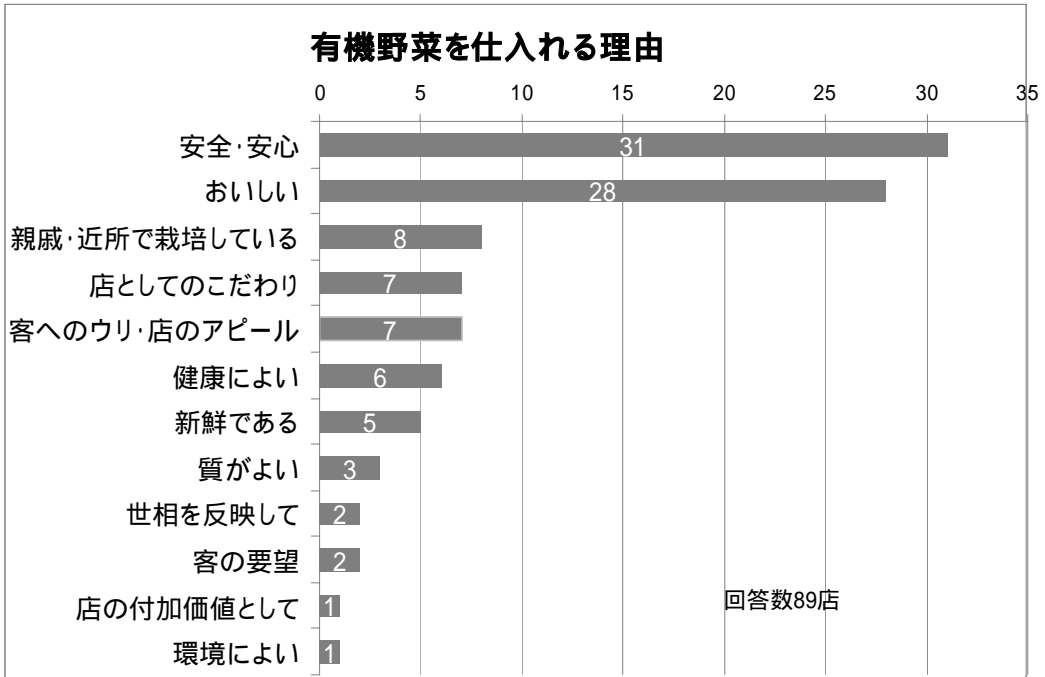
- 有機野菜を仕入れている飲食店における有機野菜の仕入れ先は、青果市場が最も多いが、生産者からの直接買い付けや、産地直送店、専門の商社や問屋といった特定のルートからの購入が多い。



(平成 20 年 8 月 ぐるなび調べ)

ウ 有機野菜を仕入れる理由について

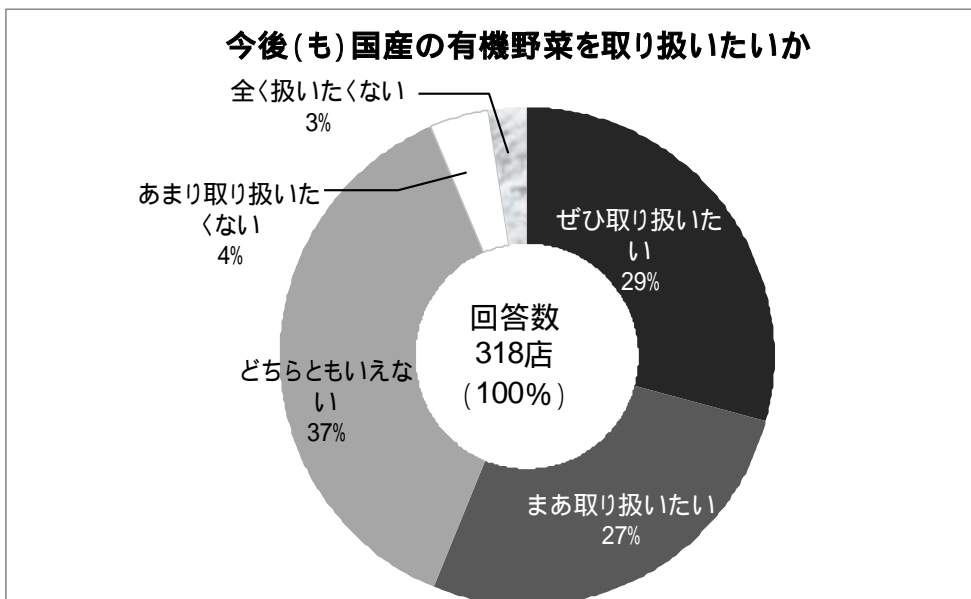
・ 仕入れの理由は、安全・安心やおいしいというものが大半を占める。



(平成 20 年 8 月 ぐるなび調べ)

エ 今後(も)国産の有機野菜を取り扱う意向について

・ 調査した飲食店の過半数は、今後(とも)国産の有機野菜を取扱いたい意向を持っている。



(平成 20 年 8 月 ぐるなび調べ)

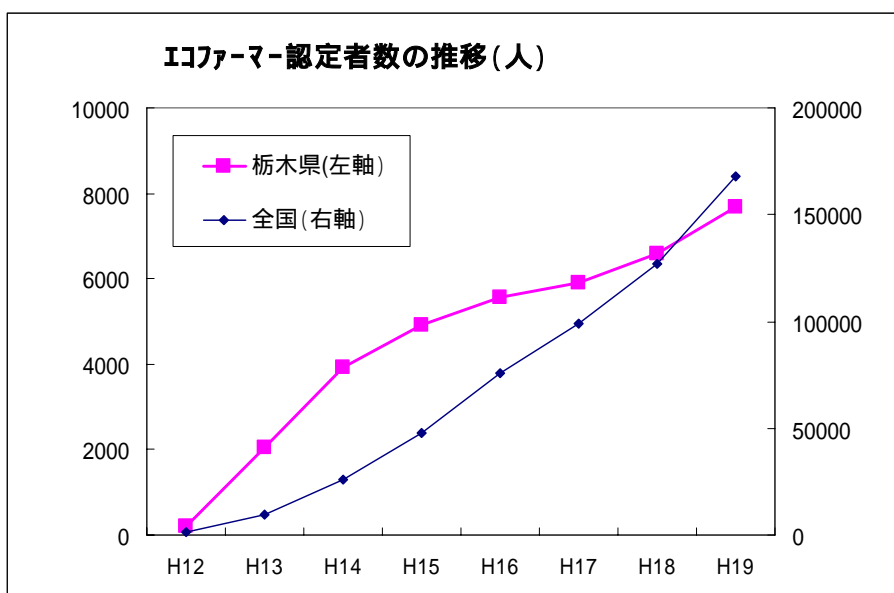
(3) 環境保全型農業の推進に関するこれまでの取組

エコファーマーの認定

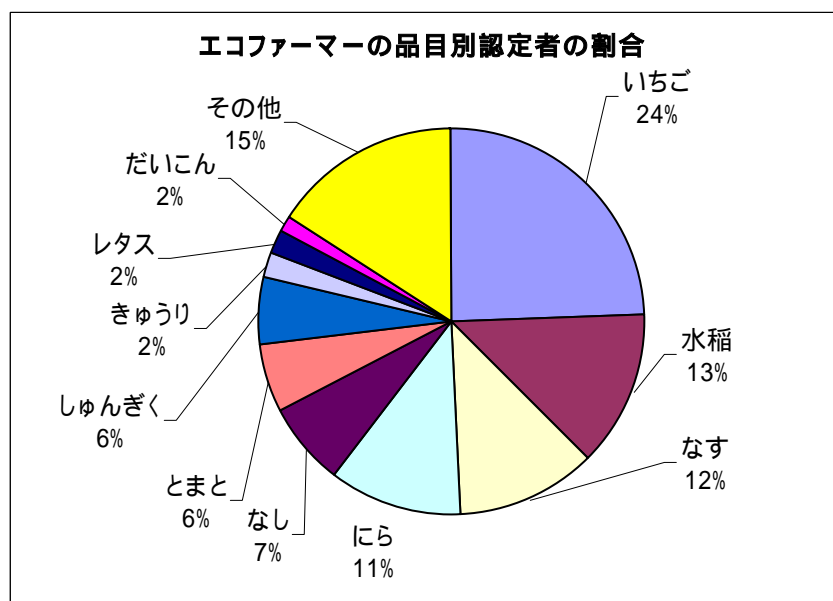
- ・ 本県のエコファーマー認定者数は7,683人で、全国で第8位となっている。
(全国の認定者数は約16万8千人 平成20年3月末現在)
- ・ 品目別認定者数では、いちご、なす、にら、なしなどの園芸品目が多い。
- ・ 地域別には、芳賀、下都賀地域で約半数を占める。

エコファーマーとは・・・

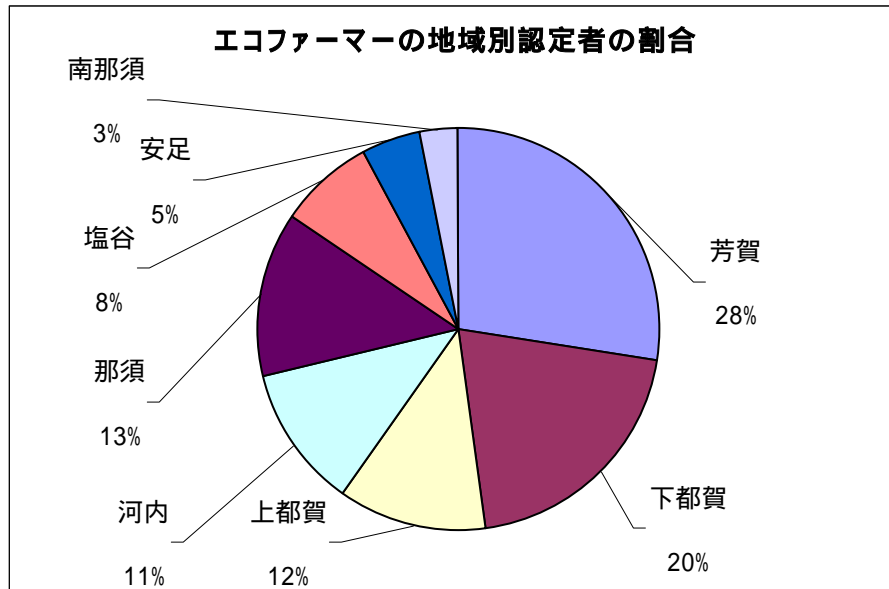
持続農業法に基づいて、5年後を目標とした「持続性の高い農業生産方式」(別表)の導入計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者(個人または法人)のこと。
この計画の中では、化学肥料や化学農薬を低減することを目標とする。



(平成20年3月 経営技術課調べ)



(平成20年3月 経営技術課調べ)



(平成20年3月 経営技術課調べ)

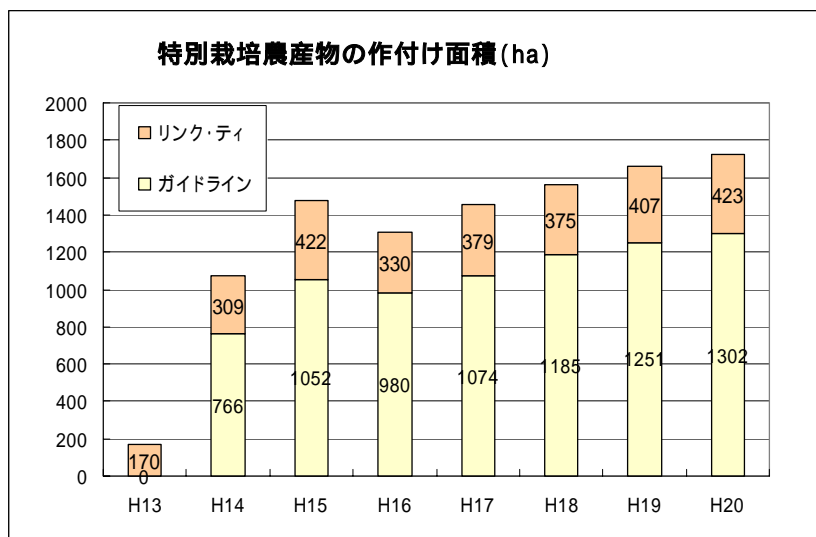
<別表> 持続性の高い農業生産方式を構成する技術

区分	技術名	技術内容
土づくりに関する技術	たい肥等有機質資材施用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づきたい肥等有機質資材を施用する技術
	緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、レンゲ等の緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
化学肥料低減技術	局所施肥技術	化学肥料を作物の根の周辺の肥料が利用されやすい位置に集中的に施用する技術
	肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
	有機質肥料施用技術	なたね油かす等の有機質肥料を化学肥料に代替して施用する技術
化学農薬低減技術	温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、種子に付着した病害虫を駆除する技術
	機械除草技術	機械を用いて、畝間・株間に発生した雑草を物理的に駆除する技術
	除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行わせる技術
	生物農薬利用技術	天敵等を利用し、病害虫を駆除する技術
	対抗植物利用技術	土壌の線虫の生育を妨げる物質を分泌する植物を栽培することにより、当該線虫を駆除する技術
	抵抗性品種栽培・台木利用技術	病害虫に抵抗性を持つ品種を栽培、又は抵抗性を持つ農作物を台木として利用する技術
	土壌還元消毒技術	土壌中の酸素濃度を低下させることにより土壌中の有害動植物を駆除する技術
	熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の病害虫を駆除する技術 (具体的には蒸気消毒、太陽熱土壌消毒、熱水土壌消毒等)
	光利用技術	光を利用し、害虫を誘引もしくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する技術
	被覆栽培技術	不織布、フィルム等の被覆資材により作物を病害虫から物理的に隔離する技術
	フェロモン剤利用技術	害虫のメスが放出するフェロモンを利用し、オスをトラップで捕殺したり、交信を攪乱する技術
	マルチ栽培技術	田畑の表面を紙、フィルム等で被覆し、雑草の発生を抑制する技術

特別栽培農産物等の作付状況

- 本県の特別栽培農産物の作付面積は約 1,685ha（平成 19 年度）^(*)で、米が大部分を占めている。

*：国の特別栽培農産物表示ガイドラインによるものについては、米以外の品目は含まない。



特別栽培農産物とは・・・

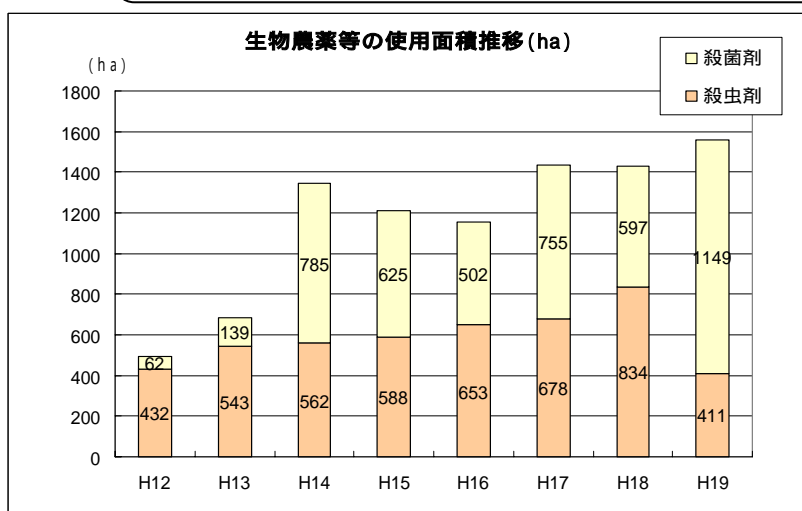
その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物を言う。

リンク・ティ：本県独自の特別栽培農産物認証制度で 28 の品目が対象
ガイドライン：国の特別栽培農産物表示ガイドラインのこと。

（平成 20 年 12 月 全農とちぎ、経済流通課の資料を基に経営技術課作成）

生物農薬等の普及状況

- 本県における生物農薬等の使用面積は 1,560ha（平成 19 年度）で、園芸分野での使用が多い。



生物農薬とは・・・

農薬としての目的で利用される生物（昆虫、線虫、菌類など）や生物由来の物質（抗生物質、毒素など）を言う。

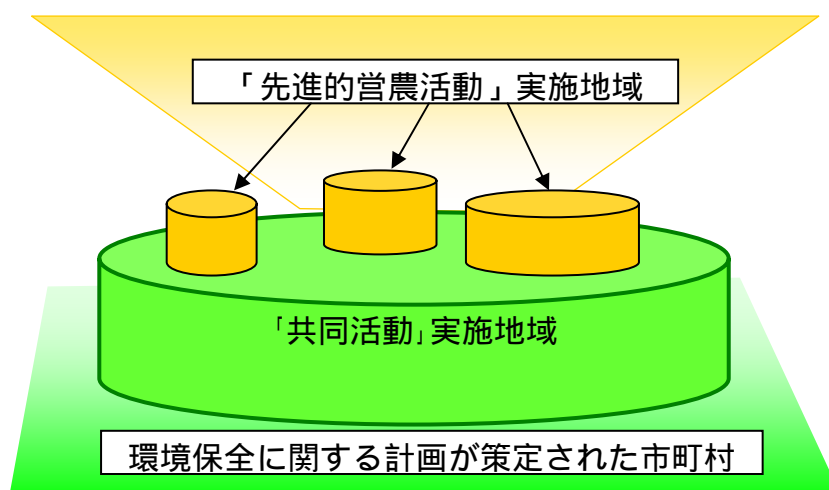
特に天敵を利用する場合を天敵農薬、微生物を利用する場合を微生物農薬ということがある。

（平成 20 年 12 月 経営技術課作成）

農地・水・環境保全向上対策（先進的営農活動）の取組

- ・ 本県の農地・水・環境保全向上対策（先進的営農活動）の取組面積は1,478ha（平成20年度）で、全国11位、関東では最も多い取組となっている。
（全国の取組面積は約6万6千ha 平成20年7月現在）
- ・ 取組品目は、米が大部分を占めている。

農地・水・環境保全向上対策の「先進的営農活動」とは・・・
地域ぐるみで行う農地等の保全向上対策（共同活動）と一体的に、その地域のエコファーマーが取り組む減農薬・減化学肥料の取組（先進的営農活動）を支援するもの。



	H19	H20
農地・水・環境保全向上対策の 「先進的営農活動」取組面積（ha）	188	1,478

平成20年度の先進的営農活動の品目別取組面積（ha）

品目	面積
水稻	1443.3
麦・大豆	6.0
いも類	0.3
飼料作物	23.8
施設野菜	0.3
果菜類等	3.4
果樹	1.8

2 有機農業の推進に向けた課題

- (1) 有機農業の取組は、生産者数及び栽培面積ともに少なく、また、経営や販売面における課題もあるため、農業者が容易に取り組みにくい状況にあります。
- (2) 有機農業は、病虫害の防除や土づくりなどの技術が多くの作物で確立していないため、収量や品質が不安定であり、多くの労力を要するといった技術的な課題があります。
- (3) 消費者等は有機農業によって生産される農産物を「安全・安心」や「おいしい」といったイメージで選択しており、農業の自然循環機能の増進、環境への負荷を大幅に低減するといった、有機農業が有する機能についての理解は、十分とは言えない状況にあります。
- (4) 有機農業によって生産される農産物は、消費者や飲食店、加工業者等実需者からの関心が高く、需要の拡大も見込まれますが、生産量が少なく、販路も限定されており容易に入手できない状況になっています。

有機農業の推進に関する基本目標

本県における有機農業の取組は未だ少ない状況ですが、消費者の価値観が多様化する中で、有機農産物等への関心は高まっています。また、このような状況の中、有機農業を志向する新規就農希望者も一定数おります。

このため、県においては、有機農業を志向する農業者が容易に取り組み、また、消費者が有機農産物等を容易に入手できるよう、次の4項目を基本目標としてその推進に努めていきます。

1 有機農業に取り組みやすい環境づくり

有機農業を推進するためには、農業者等が有機農業に容易に取り組めるようにすることが重要です。

このため、既存の農業者や新規参入者等に対して、有機農業やその技術に対する理解を促進するとともに、有機農業者の確保・育成を図るため、各種支援策を講じるなど有機農業に取り組みやすい環境づくりに努めます。

有機農業の推進に関する方針を策定した市町村の割合

概ね25年度までに50%

2 有機農業に関する技術の開発と普及

有機農業を普及するためには、安定した生産技術の確立が重要です。

このため、大学や有機農業者、有機農業を推進する団体等と連携しながら、安定した収量や品質を確保できる技術の開発と普及に努めます。

有機農業の普及・指導体制の整備割合

(有機農業を指導できる普及指導員を配置した農業振興事務所の割合)

概ね平成23年度までに100%

3 有機農業に対する消費者の理解の促進

有機農業の推進には、消費者の有機農業に対する正しい理解が重要です。

このため、有機農業に関する情報発信や有機農業者との交流機会の提供などにより、有機農業に対する消費者の理解を促進します。

有機農業が、化学肥料・農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業であることを知る消費者の割合

概ね 25 年度までに 50%

4 有機農産物等の流通・販売の促進

有機農産物に対する関心が高まる中、消費者が有機農産物等を容易に入手できるようにすることが重要です。

このため、消費者への有機農産物等に関する情報提供や、有機農業者と流通業者や実需者との連携を支援し、有機農産物等の流通・販売を促進します。

また、有機 JAS の認証取得や特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく取組を促進し、有機農産物等の適正な表示を行うことにより、消費者に対する信頼の確保を図ります。

有機農業を推進するための具体的な施策の展開

1 有機農業に取り組みやすい環境づくり

有機農業の普及・啓発

- ・ 農業者をはじめ、市町村や農業団体職員等に対して、有機農業に関する理解を深めるためのシンポジウムや講習会などを開催します。
- ・ 農業者や新規就農希望者等を対象に、有機農業実践者のほ場見学会や交流会を開催します。
- ・ 有機農業を推進する民間の団体と連携・協力しながら、県農業大学校において、有機農業を志向する農業者に対する研修教育を行います。
- ・ 農業高校の生徒や教職員に対し、有機農業の関心を高めるための有機農業実践者のほ場見学会を開催します。
- ・ 有機農業を志向する農業者や農外からの参入希望者等に対して、農業振興事務所などにおいて有機農業に関する情報提供や就農相談を行います。

有機農業者への支援

- ・ 有機農業者の経営実態調査に基づき、経営面での指標（収量・販売価格・所得など）や経営モデルを作成します。
- ・ 有機農業を志向する新規就農者に対し、認定就農者制度を活用した研修や施設整備のための就農支援資金（無利子資金）の貸し付けを行います。
- ・ 有機農業に取り組む農業者に対し、エコファーマーの認定を積極的に働きかけ、特例措置を伴う農業改良資金（無利子資金）の貸付等による支援に努めます。
- ・ 農地・水・環境保全向上対策を活用し、有機農業を含む環境負荷を大幅に低減する地域でまとまった先進的な取組に対して、交付金等を交付することにより、有機農業者の支援に努めます。
- ・ 地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、地域における有機農業者のネットワーク化を促進します。
- ・ 各種補助事業や制度資金の活用により、収穫用、乾燥調製用機械類等の整備を支援します。
- ・ 有機農業に必要な有機種子等の安定供給を支援します。

有機質資源の利用促進

- 土壌診断による有機物施用の指導など、地域の実状に応じた土づくりを推進します。
- たい肥や米ぬか等の有効活用を促進し、有機質資材の地域内循環を図ります。
- たい肥等生産流通施設や機械等の整備を進め、耕畜連携を促進します。



有機農業に関する講演会



有機農業ほ場の見学



水稻の有機栽培のようす

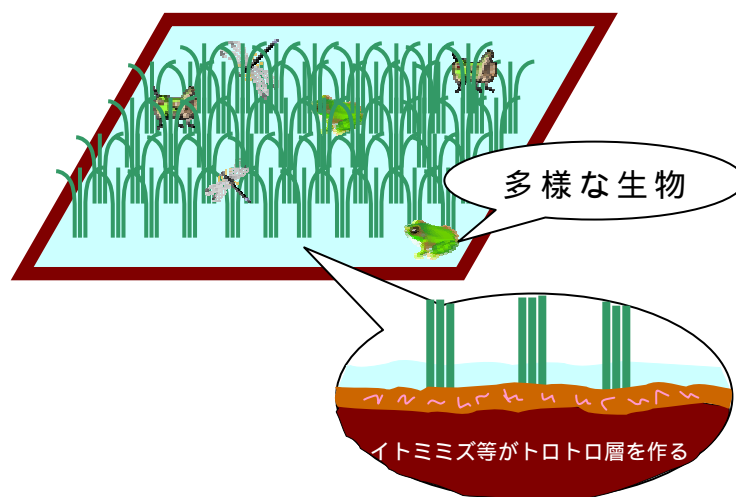
2 有機農業に関する技術等の開発と普及

有機農業技術の開発

- ・ 病害虫に強い品種の選定や開発を行います。
- ・ 各種有機質資材の特性を活かした土づくり技術の開発を行います。
- ・ 有機農業者等と連携し、栽培環境における生態系に着目した病害虫・雑草の抑制技術を開発します。
- ・ 大学や国の研究機関等との連携を図りながら、試験研究に参加するなど有機農業に関する試験研究の充実を図ります。

有機農業技術の普及

- ・ 有機農業を指導できる普及指導員を各農業振興事務所に配置するなど、有機農業に関する指導体制を整備します。
- ・ 有機農業の実践者等に対して、有機農業に関する技術情報の提供を行います。
- ・ 有機農業を志向する農業者を対象に、有機農業の公開ほ場（展示ほ）を設置し、生産現場における技術の普及を図ります。



3 有機農業に対する消費者の理解促進

有機農業に関する知識・情報の提供

- ・ 消費者に対して、有機農業に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、セミナーや各種イベントを開催します。
- ・ インターネットやマスコミ等各種広報媒体を活用し、有機農業や有機農産物等に関する情報を発信します。
- ・ 食育や地産地消などの取組と連携して、有機農業や有機農産物等に関する知識や情報の提供に努めます。
- ・ 有機農業者や有機農業を推進する団体等が開催する消費者交流会の開催を支援し、消費者への情報発信に努めます。

有機農業に直接触れる機会の提供

- ・ 消費者に対して、地域ごとに有機農業の実践ほ場を公開し、有機農業者との交流を促進します。
- ・ 有機農業のほ場見学会や生き物調査など、有機農業を推進する団体等が実施する自主的な活動を支援します。



イベントにおける有機農産物等の販売及び展示風景

4 有機農産物等の流通・販売体制の充実

有機農産物等の販路拡大

- ・ 有機農業者による消費者や実需者への有機農産物等の情報発信を支援します。
- ・ 有機農業者と流通・販売業者や加工業者及び飲食店等の実需者が、情報交換や商談を行うための機会の提供に努めます。
- ・ 有機農業者による食と農に関するイベントやフェアへの参加を促進します。

有機農産物等における適正表示の推進

- ・ 有機 J A S の認証制度や特別栽培農産物に係る表示ガイドライン等を活用し、有機農産物等の適正な表示を推進します。
- ・ 消費者や実需者に対し、有機 J A S や特別栽培農産物に係る表示ガイドライン等に基づく農産物等の表示について、周知を図ります。
- ・ 広く県民から食品表示に関する情報を受け付ける食品表示 1 1 0 番を活用して、適正な表示の監視に努めます。



有機 JAS マーク

その他有機農業の推進に必要な事項

1 推進体制

(1) 県の役割

有機農産物等の生産、流通、販売及び消費に必要な施策を、計画的かつ一体的に推進するとともに、生産者、消費者、流通関係者及び学識経験者等で構成する協議会等を設置し、有機農業等に関する情報や意見の交換を行う場を設けることなどにより、推進計画に沿った取組を進めます。

(2) 有機農業者や有機農業を推進する団体等の役割

有機農業者や有機農業を推進する団体等は、消費者、一般の農業者、販売業者、市場関係者、農業団体等の有機農業や有機農産物等に対する理解と関心が増進されるよう、自ら情報提供や体験・交流の場を設けるなどの取組など、地域の実情に応じた推進を図るものとします。

(3) 市町村、農業団体、流通・販売業者等の役割

市町村や農業団体、流通・販売業者等は、有機農産物等の生産、流通、販売及び消費動向等に関する施策・情報を把握し、地域等における有機農業推進の取組を支援します。

2 評価と施策への反映

この推進計画を着実に推進するため、目標の達成状況も含めてその進捗状況を適切に把握し、その効果等を評価して、施策の見直しや改善に努めます。

3 計画の見直し

この推進計画は、有機農業や有機農産物等を取り巻く情勢や目標達成状況、施策の推進状況等により、随時見直すこととします。